

第3次札幌市児童相談体制強化プランの進捗状況(令和4年3月時点)

【評価区分】自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ:現在の取組を継続又は終結する項目
Ⅱ:更なる取組の拡充・推進を図る項目
Ⅲ:新たな取組が今後必要な項目

具体的取組(大項目)

(小項目)	取組開始時期	主な取組内容	進捗状況・今後の予定	評価区分
1. 子どもの権利擁護				
(1) 児童虐待防止に向けた普及啓発活動	【継続】	普及啓発活動、研修会、出前講座等	令和3年度は対面方式に加えて、初めてオンライン方式によるオレンジリボン地域協力員養成のための研修会を開催した。令和4年度も引き続きオンライン研修を開催する予定。	Ⅰ
(2) 「権利ノート」の活用の徹底	【継続】	「権利ノート」の活用	子どもの施設入所や里親のところで生活を始める際には、子ども自身の権利について必ず権利ノートを活用した説明を行っている。	Ⅰ
(3) 子どもの意見を聞く場の設定やアドボケイト制度の検討	【新規】 令和3年度から	子どもの権利の説明のあり方検討	子どもの理解促進を図るため、令和3年度から権利ノートの見直しに着手。令和4年度中に入所施設や子どもの年齢等に応じた内容に改訂する予定。	Ⅱ
(4) 子どもの権利擁護に関する専門性の強化	【新規】 計画期間の早期	子どもの意見を聞く場の設定、アドボケイト制度構築の検討	令和3年度も処遇部会で被措置児童からの意見を審議するなど、子どもの意見を聞く場を設定した。子どもの意見表明権を保証するため、アドボケイト制度の導入についても引き続き検討する。	Ⅱ
	【強化】 令和3年度から	実践的研修の実施	相談支援の場面等で、法務専門官(後述参照)の知見も活用して職員の専門性強化を図ったほか、一時保護中の子どもの権利擁護に向けた検討会を立ち上げ、被措置児童の環境改善を図った。	Ⅱ
2. 地域における相談支援体制の強化				
(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化	【強化】 計画期間の早期	各区家庭児童相談室の人員等体制の強化	令和4年度から家庭児童相談相談員(会計年度任用職員)を全区に1名増員。加えて、中央区、北区及び豊平区の各区に職員を1名増員するなど人員体制を強化した。	Ⅰ
(2) 各区における児童相談支援体制の強化	【新規】 令和4年度から	子ども家庭総合支援拠点の機能の位置付け	令和4年度から各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点を位置付け、すでに位置付けられている子育て世代包括支援センターの機能と一体的に支援を展開する。	Ⅰ
	【新規】 令和3年度から	児童相談所の区支援の体制整備	令和3年度から児童相談所に家庭支援課(地域支援係)を設置して、区が支援している対象家庭の支援方法等について助言を行うことができる体制を構築した。	Ⅱ
(3) 母子保健相談体制の強化	【強化】 計画期間の早期	母子保健相談員の配置及び心理相談員の増員	令和2年度から全区に母子保健相談員を配置するなど、子育て世代包括支援センターの機能を強化した。また、全区に心理相談員を配置できるよう、引き続き相談支援体制を強化する予定。	Ⅱ
3. 専門的相談支援体制の強化				
(1) 児童福祉司など専門職員の計画的な配置	【強化】 令和4年度まで	児童福祉司の国基準への増員 【配置】R2:58名 → R4:68名	専門的相談支援体制を強化するため、児童相談所職員等を増員。特に児童福祉司については、国基準を満たすよう、計画的な人員配置を行っている。 【配置(基準)】R3:61名、R4:83名	Ⅲ
	【強化】 令和6年度まで	児童心理司の国基準への増員 【配置】R2:22名 → R6:33名	関係法令の経過措置期間が終了となる令和6年度までに国基準を満たし、計画的に配置できるよう、関係部局と引き続き協議していく。 【配置(基準)】R3:21名、R6:41名	Ⅲ
	【継続】	医師、保健師の配置	令和2年度から児童相談所に常勤の医師(医事担当部長)を配置。医師及び保健師を引き続き配置する。	Ⅰ
	【新規】 計画期間の早期	弁護士の常時配置の実施	令和3年7月1日付けで特定任期付職員(法務専門官)として常勤弁護士を児童相談所に配置し、法的対応体制の強化を図った。	Ⅰ
(2) 介入と支援に対応した体制の確立	【継続】	介入と支援部門の分離、「48時間ルール」の徹底	道警からの出向や連絡協議会等を継続し、相互理解や情報共有の促進を図るとともに、令和4年度から緊急対応担当職員を増員して、警察からの同行要請に対する体制を充実し、児童虐待防止の強化を図る。	Ⅰ
(3) アセスメントシートの活用や進行管理の徹底	【継続】	アセスメントシートの活用、研修の実施	令和3年度も児童相談所や家庭児童相談室の新任職員向けにアセスメントシートを用いた研修を実施。支援状況の管理や認識を共通のものとするため、令和4年度も引き続き研修を実施する予定。	Ⅰ

第3次札幌市児童相談体制強化プランの進捗状況(令和4年3月時点)

【評価区分】自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ:現在の取組を継続又は終結する項目
Ⅱ:更なる取組の拡充・推進を図る項目
Ⅲ:新たな取組が今後必要な項目

具体的取組(大項目)

(小項目)	取組開始時期	主な取組内容	進捗状況・今後の予定	評価区分
(4) 専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制	【新規】 令和3年度から	体系的な体制、キャリア形成等の検討	令和3年度の社会人経験者の部採用試験から、新たに「福祉コース」の試験区分を追加。キャリア形成等により専門性を蓄積できるよう、福祉コースの職員に係る育成方針について関係部局と検討を進める。	Ⅱ
(5) 体系的な研修の計画と実施	【強化】 令和3年度から	研修の体系化など職員の育成・研修体制の確立	下記育成体系に基づき、研修をより実効的なものとするためOJTの具体的な検討を進め、受講する者だけでなく指導する立場の職員の専門性向上にも寄与するよう研修の体系化を図る。	Ⅱ
	【新規】 令和3年度から	職員研修計画の外部専門家による評価等の検討	児童虐待防止の関係部局において、外部の専門家の意見も踏まえながら、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の育成体系(育成ビジョン)について検討を進める。	Ⅱ
(6) (仮称)第二児童相談所の整備	【新規】 令和3年度から	(仮称)第二児童相談所の整備 【設計】令和3年度開始 【開設(予定)】令和7年度	令和3年度から基本設計を開始。令和7年度中の供用開始に向け、引き続き実施設計を行うとともに、令和5年3月31日付けで用地取得(水道局との有償所属替え)を行う予定。	Ⅱ
(7) 一時保護体制の強化	【新規】 (再掲)	(仮称)第二児童相談所への一時保護所の設置 【開設(予定)】令和7年度	(再掲) プランに記載した(仮称)第二児童相談所設置方針にのっとり、一時保護所を設置(併設)するため、引き続き実施設計を行う。	Ⅱ
	【新規】 令和3年度	仮設一時保護所の設置 【定員】仮設一時保護所20名拡充	令和3年度から一時保護三係を新設の上、同年11月から仮設建屋の供用を開始し、仮設一時保護所定員を20名拡充した。	Ⅰ
(8) 児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築	【新規】 令和3年度	児童相談、母子保健情報等のシステム連携による子育てデータ管理プラットフォームの構築	令和3年7月から子育てデータ管理プラットフォームの運用を開始。児童相談所や区といった関係機関間で必要な情報の円滑かつ迅速な共有が可能となった。	Ⅱ
	【新規】 令和3年度	養育支援員の提供体制の拡大の検討	これまで1者だった提供事業者を、令和3年度は3者まで拡大。提供体制を拡充できるよう、引き続き検討を進める。	Ⅱ
(9) 検証報告書の提言への取組に対する評価	【新規】 令和3年度	検証報告での提言への取組状況の外部評価	令和3年度に評価ワーキンググループを立ち上げ、提言に対する取組の実施状況等について、外部専門家による評価を受けた。評価報告書の意見も踏まえながら、各取組を拡大・推進していく。	Ⅱ
(10) 児童相談所の自己点検の実施、外部評価の検討推進	【新規】 計画期間の早期	自己点検の実施、外部評価の検討	児童相談業務の質向上を図るため、令和3年度は自己評価による点検を実施。令和4年度は評価機関による第三者評価を実施し、業務を振り返り、児童相談体制の更なる強化につなげる。	Ⅱ

4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実

(1) 里親委託と里親支援の推進	【強化】 令和3年度から	里親登録者数増に向け戦略的なリクルート等の取組 【里親委託率】 R1:30.4%→R6:38.0%	令和3年度は民間フォスタリング機関による対象を絞ったリクルート等を実施し、42世帯の新規里親登録があった。下記のとおりフォスタリング機関を増設し、里親委託率の向上に取り組む。	Ⅱ
	【新規】 令和3年度から	民間フォスタリング機関の設置	令和3年度はフォスタリング事業と乳幼児フォスタリング事業を実施する2箇所を設置。令和4年度から障がい児里親等委託推進モデル事業を加え、3年契約で3箇所設置とし、リクルートから各種研修、委託後訪問等、里親支援の一層の拡充を図っていく。	Ⅱ
(2) 施設の小規模化かつ地域分散化	【継続】	施設本体のケア単位小規模化や、地域小規模児童養護施設の設置推進	児童養護施設等を運営する法人と協議を重ね、社会的養護を必要とする子どもの受け皿として、小規模化・地域分散化を計画的に進めていく。	Ⅰ
(3) 施設機能の強化及び一時保護機能拡充	【強化】 令和3年度から	専門職員配置の促進、研修実施による機能強化	国基準に基づく専門職員(心理療法担当職員等)の配置促進や、職員の指導等を行う基幹的職員の養成研修実施等により、児童養護施設等における養育環境の向上を図っていく。	Ⅰ
	【新規】 計画期間の早期	施設での一時保護児童の受け入れに向けた体制整備 【定員】一時保護専用施設整備(6名)	令和3年度に2箇所開設した。今後も多様な一時保護の受け皿の確保に向け、関係事業者と調整しながら体制整備を進めていく。	Ⅱ

第3次札幌市児童相談体制強化プランの進捗状況(令和4年3月時点)

【評価区分】自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ:現在の取組を継続又は終結する項目
Ⅱ:更なる取組の拡充・推進を図る項目
Ⅲ:新たな取組が今後必要な項目

具体的取組(大項目)

(小項目)	取組開始時期	主な取組内容	進捗状況・今後の予定	評価区分
(4) 児童家庭支援センターの増設と連携強化	【継続】	児童家庭支援センター設置支援 【設置】R2:4箇所 → R4:6箇所	児童養護施設の改築整備等と併せて整備を進めており、R4年度には市内全ての児童養護施設において設置が完了する見込み。 【設置】R3:5箇所、R4:6箇所	Ⅰ
	【強化】 令和3年度から	児童家庭支援センター等への指導委託の推進	指導委託の件数は増加傾向にあり、センターでの継続支援が有効と考えられるケースについては、引き続き指導委託を進めていく。	Ⅱ
(5) 母子生活支援施設の活用に向けた連携強化	【強化】 令和3年度から	母子生活支援に関わる機関の連携強化	令和2年度に市要対協の構成員に市内の母子生活支援施設で構成する「札幌市母子生活支援施設連合会」を位置付けて連携を強化した。 また、令和4年度から母子生活支援施設の更なる活用や施設整備の方向性について検討を開始する。	Ⅱ
(6) 社会的養護自立支援の推進	【継続】	社会的養護自立支援事業の実施	事業の周知を図りながら、対象者が自立に向けて着実に進めるよう、個々の継続支援計画に応じた支援を実施していく。	Ⅱ
	【継続】	社会的養護経験者へのヒアリング	今後も継続的に実施し、当事者の声に耳を傾け、社会的養育環境の維持・向上、自立支援の充実に取り組んでいく。	Ⅰ
5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化				
(1) 児童虐待防止ハンドブックの活用	【継続】	ハンドブックを用いた理解の促進	関係機関に対し、個別ケース検討会議を関係機関が開催できる旨を記載している児童虐待防止ハンドブックダイジェスト版の配布や説明等を継続して行いながら当事者意識を喚起していく。	Ⅰ
(2) 関係機関と連携した支援の体制	【強化】 令和3年度から	関係機関との合同研修の強化	令和3年度に全区の要対協代表者会議の構成員に障がい児支援機関を位置付けて連携を強化した。引き続き、合同研修の開催等について子ども虐待防止に関わる部署で検討を進める。	Ⅱ
	【強化】 令和3年度から	要対協各区代表者会議の体制強化	令和3年度から業務マニュアルを改正し、区家庭児童相談室又は児童相談所が継続的に支援する家庭を要対協の対象とすることを明確化。引き続き漏れのない支援を徹底していく。	Ⅰ
(3) DV相談窓口との連携強化	【継続】	情報共有の徹底	警察との連絡協議会等を継続し、相互理解や情報共有の促進を図り(再掲)、各区保健福祉部との情報共有の徹底を図ることで、対象世帯や子どもの見落としを防ぎ、必要な支援に繋げている。	Ⅰ
	【強化】 令和3年度から	支援関係機関での研修会等実施	令和3年度は性暴力被害者支援センター北海道(通称「さくらこ」)に依頼し、合同で研修を実施。引き続き、関係機関との研修等を通じて相互理解を深め、連携を強化していく。	Ⅱ
(4) 思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施	【新規】 計画期間の早期	支援のあり方についての調査及び検討	支援の対象となり得る10代後半から20代前半の女性が抱える悩みや困りごとを把握し、今後の施策等に生かすため、ヒアリング調査とアンケート調査の2つの調査を実施。調査結果を踏まえ、下記事業を開始した。今後は、喪失感や暴力等の被害により困難を抱えた女性を支援できるよう、NPOとの連携や居場所の必要性について、引き続き検討を進める。	Ⅱ
	【新規】 計画期間の早期	支援の枠組み創設	令和3年8月から10代後半から20代の若年女性を対象に、SNS等を活用したアウトリーチ支援や安全・安心な一時的な居場所を提供する事業を開始した。	Ⅱ